

## 地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果についてお知らせします

令和6年1月15日  
新宿区総務部税務課

区では、地方税に関する事務で使用している税務システムについて、令和7年度末までの標準化を見据え、令和7年1月にパッケージシステムへの移行を予定しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、地方税に関する事務における特定個人情報保護評価を再実施しました。

評価の再実施にあたっては、全項目評価書（以下「評価書」という。）の素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行いました。これらの実施結果を踏まえ、評価書を変更し、個人情報保護委員会へ提出するとともに公表します。

### 1 パブリック・コメントの実施結果

#### (1) 実施期間

令和5年11月15日（水）から令和5年12月15日（金）まで

#### (2) 実施内容

税務課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和5年11月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにおいて受付を行いました。

#### (3) 意見募集結果

意見の提出はありませんでした。

### 2 第三者点検の実施結果

#### (1) 実施期間

令和5年11月17日（金）から令和5年12月18日（月）まで

#### (2) 委託業者

株式会社RSコネク

#### (3) 点検結果

評価書（素案）の点検において、修正すべき点の指摘がありました。これらの指摘事項を踏まえて評価書を修正し、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断されました。

### 3 評価書の変更

#### (1) 変更箇所

別紙「素案からの変更箇所一覧 新旧対照表」のとおり

#### (2) 変更後の評価書（個人情報保護委員会に提出した評価書）

別紙「地方税に関する事務 全項目評価書」のとおり

別紙「地方税に関する事務 基礎項目評価書」のとおり

### 4 問い合わせ先

総務部税務課税務係（新宿区役所本庁舎6階）

TEL 03(5273)4110 FAX 03(3209)1460